

防衛省訓令第8号

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第31条第2項の規定に基づき、隊員の任免等の人事管理の一般的基準に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年3月21日

防衛大臣 田中 直紀

隊員の任免等の人事管理の一般的基準に関する訓令の一部を改正する訓令

隊員の任免等の人事管理の一般的基準に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第66号）の一部を次のように改正する。

第6条の表中「防衛省職員採用Ⅱ種試験又は国家公務員採用Ⅱ種試験、防衛省職員採用Ⅲ種試験又は国家公務員採用Ⅲ種試験」を「国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）、国家公務員採用一般職試験（高卒者試験）、国家公務員採用一般職試験（社会人試験（係員級））又は防衛省専門職員採用試験」に改める。

附 則

- 1 この訓令は、平成24年3月21日から施行する。
- 2 行政職俸給表(一)1級の隊員のうち、防衛省職員採用Ⅱ種試験、国家公務員採用Ⅱ種試験、防衛省職員採用Ⅲ種試験又は国家公務員採用Ⅲ種試験の合格者の防衛事務官、防衛技官又は防衛教官への任用については、この訓令の施行の日後においても、なお従前の例による。